

厚生委員会会議録

平成24年7月27日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:44

案 件

1. 市立病院の運営について
2. 高齢者福祉対策について
3. 子育て環境について

報告事項

1. 婚活支援事業(いいづかお見合い交流会)について (児童育成課)
2. 指定地域密着型サービス事業所等の設備及び運営に関する条例制定に係る進捗状況について (介護保険課)

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「市立病院の運営について」を議題といたします。「市立病院の現状について」、執行部の説明を求めます。

健康増進課長。

お手元にお配りしております資料に基づきまして説明をいたします。お手元へお配りしている資料につきましては、今日開催される予定にしております、市立病院管理運営協議会に出す資料の抜粋となっております。5月に厚生委員会の方で説明している分と重複する部分もございますので、それ以外の方で説明をさせていただきたいと思っております。それではまず1ページの方をよろしく願いいたします。1ページは市立病院の損益計算書、左側になりますけれども、20年度以降の分を表示いたしております。23年度の決算の状況といたしましては右端になります、事業収益が33億9292万6千円となっており、事業費用が35億4148万円、差し引きの事業利益といたしましては、1億4855万4千円の赤字となっております。事業外収益、事業外費用を加えますと経常利益で6190万2千円、前年度1億2954万2千円と比べますと黒字幅が減っております。この原因といたしましては、表の下の方になりますけれども、1日平均の入院患者数が前年204.8人であったものが、186.6人と減少いたしております。入院収益単価が上がっておりますが、それ以上に入院患者が減った関係で全体の収益が悪化をいたしております。前回の厚生委員会で質問がありましたみなし寄付の件ですが、それは事業外費用のところに入っております、4197万円のところに入っております、その負担金の総額といたしましては3200万円となっております。前年度は4657万9千円のうちの3520万円というふうになっております。続きまして、2ページをお願いいたします。2ページは医師の状況でございますが、これは前回平成24年4月1日現在の数でご報告をいたしておりましたが、その後内科医が1名増、それから胸部外科が1名増ということで、現在では常勤医師は29名というふうになっております。3ページをお願いいたします。3ページは患者数の状況でございます。上段が入院、下段が外来ということになっておりまして、上段の部分の参考のところをご覧ください。4月から6月までの状況を表しております、下から3行目のところの1日平均患者数のところを見ていただきますと、4月は173.0人、5月が160.6人、6月が187.8人と昨年の1年間の平均の186.6人を下回っている部分がございます。4、5月のうちでも5月が非常に悪かったのですが、6月からはちょっと持ち直しの状況にはなっております。その下段の外来の方になりますけれども、下の方の同

じく下から5行目のところでございますが、ここの各月の人数といたしましては去年の平均患者数よりも若干減少しているような状況でございます。4ページは今の推移の分をクラブにしたものでございます。次に5ページでございますが、5ページは市立病院の患者様がどの地区から受診されているのかというところの比率を出しております。圧倒的に飯塚が多い訳でして、その内でも旧飯塚が35.4%と旧穂波が26.6%というところで、半数以上をここで占めているというような状況になっております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

先ほど説明の中にあつたみなし寄付について確認をしたいんですが平成22年度は3520万円、平成23年度は3200万円という説明がございました。これ、どのような形で計算するんですか。あと、平成20、21年度についてはゼロであつたのかも含めてご案内いただけますか。

健康増進課長

先ほど説明いたしましたように事業外収益に入っておりますみなし寄付でございますが、基本的には年間の経常利益の見込みを1月で出してそれに対して率をかける形になります。但し本年度につきましては、その見込みの時よりも最終決算が悪かったために、見込みの分を出した分が本来の決算の計算上の額よりも多く払うような現状になっております。前年度はそれを下回る形での負担金を計上いたしておりましたけれども、今年度の逆の形になっております。それで経常利益のところにも前々回に20%のみなし寄付の率ということでご説明をいたしておりましたけれども、平成21年の12月に公益社団法人になった関係で、法人税の分の納付の必要がなくなっております。その関係でその法人税分の率を上乗せした形で22年度からは率の設定が行われておまして、経常利益の32%というような形の計算に22年度から変わっております。あと平成20、21年度につきましては、経常利益が赤字でございましたので、みなし寄付の納付は発生しておりません。

江口委員

最初の今まで聞いていたお話の中では、経常利益の20%を本部に送金をするのでしたよね。それが21年12月、公益社団法人になったことに伴い、法人税の納付が必要なくなったということでもいいんですね。そうなったにもかかわらず、この時に20%が32%に上がったというのがこれはなぜなのかということ、それに対して市としてどのように、「あ、そうなの。はい、わかりました。」というふうな話をしたのかどうか、その辺りをお聞かせいただけますか。

健康増進課長

先ほど言いました20%から32%に増加している分でございますが、本来経常利益が発生した場合その法人税分の納付が発生いたします。しかし、その分が払わなくてよくなった分をそのみなし寄付の中に上乗せをするということを理事会で決めております。それで私もそれを理事会で決まった後にそういう報告を受けまして、それは余りにもひどいんじゃないかと、それを決める前に前段でそういう話があってもしかるべきじゃないかということではお話をいたしました。既にその時点ではもう決定事項となっておりますので、それ以降につきましては32%の率で納付という形になっております。

江口委員

理事会で決まったからといってそれが、「はい、そうですか」というわけにはいかないんじゃないかと思うんですね。その20%にしてみてもどうなんだろうと思うところがあるわけ

です。こちらの方から交付税相当額がいつているわけですよ。それなのにそれがまた本部の方にいく。それが法人税の納付が必要なくなったからといって、その分だけさらに上乗せして、逆にその分が必要なくなったから率が下がった、20%が例えばこれ先は15%でいいですよと言うのならばともかくとして、32%に上がりました。上がりましたのでそのまま22年度についてはそれでやりました。そして23年度についてもそのままやりましたというのでは、非常に理屈として成り立たないと思うんですが、そこら辺はどのように判断なされたのでしょうか。

健康増進課長

まず協会内の事業運営の中での取り決めでございますので、先ほど交付税措置分はうちの方から出しているということもございしますが、基本的には利用料金制で運営してもらって、赤字が出た分については協会側がその分も負担する。黒字が出た分については将来の病院の運営にそれを充ててもらおうという取り決めの中で動いております。先ほど言いました法人税を本来なら黒字だったならば、法人税は国の方に払う、その必要がなくなった分を上乗せした中で、みなし寄付という形で納めるということでございますので、本来法人税をそのまま払うという形であれば、当然額は変わらないという理屈で理事会では説明があったというふうに聞いております。その分に率を上げることについて理事会で決まった分で報告を受けたわけですが、その部分についてもある程度きちんとした説明を前段に受けた中でやってもらわないとうちの方も、先ほど委員でおっしゃったような理由でおかしいんじゃないかということは申し上げております。

江口委員

申しあげても現実には認めているわけですよ、現状としては。少し詳しくお聞きします。その法人税上乗せ分というのは経常利益の上がったプラス12%。この12%相当額というふうな形になるのでしょうか。それとも違うのでしょうか。

健康増進課長

法人税に関しても累進をとっていますので、必ず経常利益の12%が法人税としてとられるという計算ではございませんが、一応理事会の中で計算上そういった形でというふうに取り決めがなされております。

江口委員

現実としてこの22年度については法人税を払うとするならば、どの程度であって、このプラスの12%と比べて32%で3520万円なわけですよ。20%だったらこの金額ですとか、12%相当額がこの分なだけけれど、実際に法人税を納めるんだったら、その金額と比べてどのような形になるのか。ご案内いただけますか。22年度、23年度併せてでも結構ですし、どちらかでもいいんですけど、ご案内ください。

健康増進課長

現実にその試算はいたしておりませんので、そこは本部の方と聞き取りをやって、どういう形に正式に計算したらなるのかということは確認して、後日ご報告させていただきたいと思っております。

江口委員

担当部長にお聞きいたします。担当部長、当然のことながら知っておられたと思うんですが、この点に関してどのように考えて、どのような指示を出されたのか。教えていただけますか。

保健福祉部長

市といたしましても市立病院が健全に運営していただくと、この単体として長年ずっと市で貢献をしていただくとそういうことを考えれば、当然その中で経営を安定的に運営することがやっぱり1つ大きな重要な課題であろうかと思っております。そのため、先ほど課長が申しましたように、そういうみなし寄付ということをやめていただきたいというふうないろいろお話

もさせていただいております、しかしながら、究極的に申しますとこの市立病院というのは地域医療振興協会に利用料金制で運営していただいている法人内部の経理ということになってまいりますので、市としていろいろと要望はしていきたいと思いますが、やむを得ないこともあるかと存じております。

江口委員

市が地域医療振興協会と交わしている協定というのは、交付税相当額についてはそれをそのまま全額を渡すのか、それを上限として渡すのか、どちらですか。

健康増進課長

交付税措置額につきましては、協定書の中では全額を渡すようになっております。

江口委員

すいません。その協定書の部分を読み上げていただけますか。

健康増進課長

全額を渡すというふうに今申し上げましたけれども、範囲内で一応、これをちょっと読みます。甲は病床数及び政策的医療に算入される交付税の範囲内で乙に交付するものとしてその交付額は、別途年度協定に定めるというふうになっておりまして、範囲内ということになっておりますが、現実には今の運用の中では全額を渡す形でやっております。

江口委員

どなたでも結構なんですけど、今協定の文言の範囲内で別途協議して決定するんですね。範囲内ということは、全額を渡すということはないということですよ、違いますか。運用は別として協定はそのあくまでも範囲内ですよ。部長どうですか。

保健福祉部長

文言としては範囲内というようにしておりますけれども、健全運営のためにそれを渡すということで今までやってきたものでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

江口委員

あくまでもそれは健全運営をやっていただくのはその通りなんですけど、それにしてみても先方さんが今まで何度も何度も繰り返しますけれど、飯塚市とお約束したことをきちっと守っておられるかというところではない部分がありますよね。だからこそその分に関しても考える、今回についても一方的に20%を32%に上げるようなことをするのであれば、同じように私も範囲内で来年度は全額ではなくて、範囲内で今度はその分を引いて32%が20%に下がるような分をね、それを来年度私ももやりますよということもやれないことではないですよ。他の病院、地域医療振興協会が指定管理ないし、運営している病院、それについても同じようにこのような上納制度があり、同じ率になっているのかどうか、それについて調査したことはございますか。

健康増進課長

先ほどの分のみなし寄付について調査したことがあるのかということでございますが、以前にその20%から率が上がるときに各団体にどのような形でなっているのかという調査はいたしております。ただ、その病院、病院で協定の結び方が違いますので、必ずしもどの団体もやっているということではございませんが、赤字の団体につきましては当然あるんですけども交付はしていないというようなこともございまして、やはり協定書の最初の段階でどのような形で結んでいるのかが一番の影響だと思っております。

江口委員

調査をしたことはあるというのは、それについてはある意味きちんとした仕事をされているのかなと思います。であるならば、ぜひ私どもにもその資料をいただきたいわけです。ぜひお願いをしたいのが、振興協会が運営している病院、その同じような損益計算書並びにみなし寄付等に関する実態、そしてあと医師の派遣等々に関してどのような状況にあるのか。私ども

飯塚市立病院に関しては、本体からの医師派遣は1名ですよね。他の運営をしている病院さん、それについてはどのような形で、例えばここについては何名派遣がある、ここについては何名派遣がある等々そこら辺について資料をお願いしたいわけですが、委員長においてお取り計らいのほどよろしく願います。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員からの要求があります資料は提出できますか。

健康増進課長

今言われた分で協会が受けている分の全施設ということではかなり小さいところ、大きいところ病床数に差がありますけれども全部ということですか。全部ですね。時間がかかると思います。どの程度かかるかわかりませんが最大限努力して次回に間に合うようにしたいと思います。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

江口委員

やはり飯塚市が振興協会に対してきちんと物を言うためにも他の自治体との取り引きがどのような状況にあるのかを知っていくのは必要だと思っております。ぜひ、資料のほうをよろしく願います。あともう1点、施設の更新が近くなってはありますがその点について先の委員会の中で先方の方から確約書の提出をしていただきました。その確約書で本当に大丈夫なのかどうかということに関して、弁護士などに確認をしていただきたいとお話をさせていただきました。併せて資料要求をしたいんですが、その弁護士との確認作業がなされているのであれば、それについて資料を提出していただきたいと思いますが、委員長においてお取り計らいのほどよろしく願います。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員からの要求があります資料は提出できますか。

健康増進課長

提出させてさせていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。準備されておりますので事務局に配付させます。

江口委員

ぱっと見ただけでは理解ができませんので法律顧問の方に相談に行かれて、現状お話をされたんだと思います。どのような感覚で法律顧問の方がお答えになったのか。これの説明を含めてお答えいただけますか。

健康増進課長

今回の相談でございますが、今工事をやっておりますけれども、工事の途中で契約を破棄される場合について契約を破棄して残りをほかの団体が病院運営をする場合とそこで廃止する場合についての質問をさせていただいております。基本的に最終的には今回、前回提示いたしま

した部分について、問題は金額のところの明示をするのが望ましいですよというような回答がありました。その前段で本来なら協会が自分で借入れをやってすればいいんじゃないかということでしたが、実質それはできませんので借入れを市がする中でどのような方法が一番最善なのかということで、話をさせていただいております。ここの法律顧問の意見のところの「ただし」のところからになりますが、金額等の細部が明確でないため指定解除時に金額等を明示した文書を受領することか望ましいというふうな意見を受けております。この相談した段階ではまだ借入額の確定もしておりませんし、今でも確定はいたしておりませんので、今後額が確定する段階でその部分をもう一度確約するなりの方法をとっていきたいというふうに考えております。

江口委員

いまひとつ分かりづらいんですが、顧問弁護士の見解としてはあの確約書でおおよそいいんだけど、指定解除をしたときに金額を明示した文章を改めてもらい直しなさいと、それでいいんじゃないかというふうなことと読んでいいんですか。

健康増進課長

そのとおりでございます。

江口委員

それをもらえば、飯塚市はそれ以降ではこの部分に関して負債を負うことはなくなるというふうな形ですかね。

健康増進課長

そのとおりでございます。

江口委員

協会が赤字であっても、協会が解散しても、それでも大丈夫なんですか。

健康増進課長

協会が解散するという条件ではその分のお話はいたしておりませんけれども、赤字部分であっても協会がその部分を補填するということで問題はないというふうに伺っております。

江口委員

なぜこの話をしたかということ、現実的に指定管理者を受けていながら、その会社が倒産をして、病院に限らずですよ。そして業務を遂行できなくなる等々の部分が現実的に他の部分であります。そのときに市として、負債を抱えたまま次に病院を運営していただけたところからずっと入ってそこがお支払いいただけるんだったらいいんですが、問題はそうならないケースがあり得る。それをどうやって担保するのかということで、質問をさせていただいたわけです。当然そのことは部長ご理解していただいておりますよね。そうすると今のお話では、この部分では私は大丈夫でないと思うんですが、部長はどのように、これでよろしいんでしょうか。

保健福祉部長

どのような場合におきましても、やはり当事者との契約でございますので、当事者の存立というのが前提になってくると思います。どこの場合でもそうでしょうけれども、倒産して支払い能力がなくなったとその財産の処分ということになってまいりましょうけれども、そういう件につきましてはやはりうちとしては債権がありますので、裁判所がどのように判断するかというようなことになろうかと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「高齢者福祉対策について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。「認定こども園に関する保護者説明会について」、執行部の説明を求めます。

保育課長

認定子ども園に関する保護者説明会について、ご説明をいたします。

昨年11月に策定しました「飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」に基づき、幸袋幼稚園と幸袋保育所、庄内幼稚園と赤坂保育所、かいた幼稚園と穎田保育所を平成25年4月1日から認定こども園として再編整備するため現在鋭意協議を行っているところです。具体的には、実施計画策定後の11月からこれまで、保育士・幼稚園教諭によるワーキング会議や保育課・学校教育課で協議を重ねて、認定こども園を運営するための基礎となる「幼児教育目標」や「教育・保育で大切にすること」「1日の流れ」「クラス編制」「職員の勤務体制」などについて協議、決定してまいりました。

7月10日から12日までの3日間で各保育所・幼稚園6施設で保護者対象の説明会を開催いたしました。保護者説明会では、「認定こども園の概要について」、「開設に向けた施設整備について」、「認定こども園の具体的な運営方法について」説明を行っております。その時の主な質問として、「運動会や生活発表会等行事の開催時期・実施方法について」や「送迎方法について」、「今後のスケジュールはどのようになるのか」などがあり、行事の実施方法や認定こども園の情報等、決定事項は速やかに保護者に知らせてほしい、というご意見がありました。また、幸袋保育所では、保育所と幼稚園の両施設を活用するため、教室移動に伴う子どもたちへの負担や、送迎のあり方について十分配慮してほしいという要望がありました。穎田保育所では、送迎時の安全確保についてのご意見や、遊戯室を教室として使うことについてのご質問等がありました。赤坂保育所ではクラス編成や保育士・幼稚園教諭の配置についてのご質問がありました。今後も、保護者説明会での問題点や課題については、保育課と学校教育課と協議を行い各園ごとに随時保護者の皆さんに情報の提供を行い必要に応じて説明会を重ねるなど認定こども園への移行に不安を与えないように対応してまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

認定こども園について一件お聞きいたします。幸袋に関してはご案内があったように幼稚園、保育園があり別施設です。それを来年度、認定こども園をやりたい。ただこれについては、その後民営化が入りますよね。やっぱりどうもそこは納得いかないんですが、仮にそうやってなったとします。認定こども園になりました、そして民営化いたします。その時の受け皿となる団体、法人その募集に関しては、その認定こども園というものを運営したことがあるところのみというふうな形になるのでしょうか。

保育課長

今ご指摘の募集対象となる、例えば今でいいますと社会福祉法人等があると思いますが、そのことにつきましては今後また、あり方検討委員会なりそういうところでの協議をしながら考えていきたいとは思っております。

江口委員

どうもやっぱり引っかかるのが民営化があるんであれば、ここの分に関して本当に認定子ども園とする必要があるのかどうなのかなんです。保育園は保育園のまま民営化をする、その方が多分すっきりすると思うんですが、そこをどうしてこの幸袋に関してはこの手続きを踏むのか。どうしてもそこが納得いかないんですが、改めてその理由をご案内いただけますか。

児童社会福祉部長

いろんなところで説明しておりますけれど、公立保育所については5カ所を公立保育所として残す、あとは民営化するというスケジュールで動いていました。その中で幼稚園、保育所のあり方検討委員会で協議したなかで、幼稚園機能を庄内、穎田、幸袋これを残した中でやっていこうということで認定こども園という形をとりましたけれど、幸袋につきましては以前から保育所についても民営化するという形になっております。それでこれについてはいろんな方で議論されていますけれど、基本的には民でやれる分は民でやっていただくという形になっておりますので、幸袋については民営化をやっていくということになっております。

江口委員

民でやれることは民でやっていただく、それもアリだと思うんです。それでやってきましたよね。引っかかっているのは、なぜそのまま民営化をします、幼稚園は幼稚園、保育園は保育園として民営化をしますではなく、認定こども園に一旦やった後で民営化という流れになるのか、その部分なんです。

児童社会福祉部長

まず認定こども園については、これについては幸袋と穎田と庄内に幼稚園がありますので認定こども園にしたいということで、あり方検討委員会の中で決定した中でやっておりますけれど、その中で先ほどから言いますけれど、民営化できるものについてはやるということですが、今これは穎田幼稚園にしてもそうなんですけれど、大変古いんですけれど、民営化これはちょっとうちの方で虫のいい話ですけれど、民営化した中で補助金を使って今私立保育園は建て替えをやっていただいています。4分の1のうちの補助ですけれど、それで建て替えをやっていきますけれど、認定こども園になった中でですね、幸袋保育所と幸袋幼稚園を建て替えしていただきたいというのがありますので、民営化をしていただきたいということです。

委員長

他に質疑はありませんか。

森山委員

幸袋ですから私の方がご質問しなきゃいけないけれども、今のお話私もいろいろと聞いていますけれども、大変幸袋は難しいんですよ。いろいろと長い経緯があって、あそこに幸袋幼稚園を残したりとかいうことで、現状建て替えを4分の1の補助をして民営化をしたいという気持ちはわかるけれど、土地の問題、運動場の問題ちょうどどちらも中途半端な広さなんですよね。だから非常にそのところを今簡単に言われているけれど、地元議員といたしましてはいろいろお話は聞いております。しかしその中でもうちょっと詳しくその地域、地域でいろいろな方法論があるかと思えますけれどね、非常にその幸袋は以外とお金がかかっているんですよ。小学校に特別な部屋を百数十万円、何年間か前にかけて、しかも全然利用していなかったとか、あんまり利用されなかったとかいうことも聞いておりますけれどね。非常に幸袋の場合の幼稚園がなんで公立幼稚園が残ったということも、部長にいろいろ私もご説明したと思えますけれど、そういう経緯の中で残ったところでございます。だから地域によっては、認定こども園にしなくてはいけないとか地域性があると思うんですよ。そのところをもうちょっと

とね、本当にクリアしないとなかなか特に幸袋は難しいところじゃないかなと僕は思っております。そのところでもうちょっと時間をかけてね、本当に今聞いたらさらっと言っておりますけれど、そうはいかないわけですよ。特に幸袋は、学校の小中一貫制度の問題もそうですけれど、非常に厳しいところで難しい地域なんですよね。本当にそのところを真剣に考えてやらないとこの問題はなかなかここで発表されてあるけれども、なかなか手ごわいんではないかなと思っておりますので、そのところをよく考えて1つ1つ消してしていくような形で進めていただけないといろいろと問題出てくるかと思っておりますので、慎重にお願いしたいことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「婚活支援事業(いいづかお見合い交流会)について」報告を求めます。

児童育成課長

今月22日曜日にイイツカコスモスモンにおきまして、親御さんによる「第一回いいづかお見合い交流会」を実施いたしましたので、その概要を報告いたします。

少子化の要因の一つとされる未婚化・晩婚化への対応として、独身男女に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりとしての婚活事業を平成22年度から児童育成課で実施しております。本年度は、さらに一步踏み出して、独身のわが子のことを一番心配してある親御さんに協力していただき「お見合い交流会」を実施いたしました。定員30名の募集に対し、男性19名、女性16名計35名の応募があり、当日は、男性17名、女性13名で交流会を行いました。1人一回当たり7分の持ち時間で全員の方とお子さんの写真やプロフィールカードをもとに性格や得意とすることなどを紹介されていまして、会話の中で気に入った方がいらっしゃれば連絡票の交換をし、後日、親御さん同士で連絡を取り合われる予定です。

結果といたしまして、婚活でやっておりましたマッチングはしてありませんが、連絡票は1人当たり平均4.4枚を交換されておりました。今回、お見合い交流会を実施して、親御さんの心配の解消にも少しは協力できたのではと思っております。

今後もアンケートを参考に、親のお見合い交流会も婚活の中に含めて実施していこうと考えています。以上、簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定地域密着型サービス事業所等の設備及び運営に関する条例制定に係る進捗状況について」報告を求めます。

介護保険課長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、これまで厚生労働省令で定められておりました地域密着型介護サービ

ス事業所等の人員、設備、運営等に関する基準について、市が条例で定めることとなりましたことから事務を進めているところでございます。条例制定に係る検討項目及び内容並びにスケジュール等は、別紙のとおりとなっております。このうち検討項目、内容といたしましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準と指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準となっております。また今後のスケジュールといたしましては、10月1日に市民への意見公募手続きを行い、12月の定例会に議案上程予定といたしております。

以上簡単ですが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。